

川根本町の条例が決まりました

151件の新町条例と12月までの暫定予算の専決処分を可決しました。
専決処分した条例より

第一回・第二回の臨時議会では

同意案件

- 第1号 教育委員会委員の任命について
- 第6号 固定資産評価審査委員会の選任について
- 第9号 監査委員の選任について

議案

- 第1号 平成17年度川根本町一般会計（暫定）補正予算（第1号）
- 第2号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4号 川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

定例会（12/8、12/20）では

議案16件を可決しました。主なものは、

- 第5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第6号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第12号 平成17年度川根本町一般会計予算
- 第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計予算
- 第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 第19号 工事請負契約の変更（北部簡易水道配管布設工事）
- 第20号 工事請負契約の変更（公営住宅整備事業町営住宅沢協団地建築工事）

12月定例会で新規の条例も制定されました。

第一常任委員長（森）報告

「川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」

この条例は平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、それにより地方自治体は、指定管理者制度を導入する場合、指定の手續き等を定めた条例を制定することが求められるものです。このような中で委員から多角度な質問が行われました。

この条例は平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設され、それにより地方自治体は、指定管理者制度を導入する場合、指定の手續き等を定めた条例を制定することが求められるものです。このような中で委員から多角度な質問が行われました。

◎指定取り消し等については、出資法人組織の消滅、人材がなくなった、経営が困難になったなどが当てはまる。又、取り消し訴訟などそれに耐えられる取り消し要

◎個々の施設管理の基準、及び業務の範囲が違うので公募時、事項を明示する。又条例も施設にあわせたものにする。

◎公募の方法によらないで指定管理者になるべきものを選定することができるとして、地区との連携があるもの、高度の技術が必要なもの、施設上の関係で他は無理なものなどがある。

以上のことが確認されました。全員賛成で可決されました。

第二常任委員長（高畑）報告

「川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」

この条例は、川根本町内に定住を希望する若者が、住居を確保するまでの間の居住のため「若者定住促進住宅」を設置し、これを適正に管理することにより、若者定住促進及び地域の活性化に寄与することを目的としています。このような中で、委員から多角度な質問が行われました。

◎入居者の選考については、川根本町若者定住促進住宅条例に基づき、住宅入居申込者がその目的に適合するか、町長が入居者選考委員会の意見を聞いて決定する。その選考方法、地域への定住程度を客観的に把握するため、地域性、住居の実態、定住の理由等ごとに点数をつけ、高い順に入居者を決定すること。

◎入居者は、自治会にも加入し、地域の活動に積極的に参加するよう指導していくこと。

◎現行条例においては、主にA・B棟（家族世帯向け）が対象であるため、今後C・D棟（単身世帯向け）が建設されることから状況を見ながら条例改正を行っていくこと。これらが確認されました。全員賛成で可決されました。